

アナログ規制の見直し ～地方公共団体向け基本資料集～

デジタル庁 戦略・組織G 地方アナログ規制見直し促進班

はじめに

○この資料は、地方公共団体でアナログ規制の見直しを担当する職員に向けて、「そもそもアナログ規制とは何か」や「国におけるこれまでの取組」など、アナログ規制の見直しに係る取組を進めていただく上で、基本となる情報をまとめた資料です。

○本資料を通じて、まずはアナログ規制見直しの取組全般に関する解像度を高めていただくとともに、その必要性や重要性をご理解いただき、各地方公共団体において取組を開始するきっかけとしていただけますと大変幸いです。

○資料をご確認いただき、実際に取組を進めていただく中で、ご質問やご懸念があれば、以下まで遠慮なくご連絡いただけますと幸いです。

[デジタル庁 戦略・組織G 地方アナログ規制見直し促進班 \(rincho-local@digital.go.jp\)](mailto:rincho-local@digital.go.jp)

○デジタル技術を最大限に活用できる環境を整備するため、是非、私たちと一緒に、アナログ規制の見直しに取り組みましょう！

● 地方アナログ規制見直し促進班について

○我々、デジタル庁「地方アナログ規制見直し促進班」は、班員の多くが地方公共団体からの出向職員又は地方公共団体勤務経験のある職員という、デジタル庁の中でも特徴的な人員構成となっています。

○このような特徴を最大限生かしながら、地方公共団体の実務や地方固有の課題等に寄り添った支援をしてまいります。

促進班のメンバー（R6.10.31現在）



目次

1. 「アナログ規制」とは（P3～）
2. 国におけるアナログ規制見直しの取組（P8～）
3. 地方公共団体におけるアナログ規制見直しの取組（P17～）

1. 「アナログ規制」とは

2. 国におけるアナログ規制見直しの取組

3. 地方公共団体におけるアナログ規制見直しの取組

アナログ規制見直しの取組について

「アナログ規制」とは？

- 「アナログ規制」とは、法律・条例をはじめとする我が国の社会制度やルールで規定される、人の目による確認、現地での調査、書面での掲示など、アナログ的な手法を前提とする規制のこと。
- 国では、「目視規制」や「常駐・専任規制」など7項目（P6参照）の規制を代表的なアナログ規制と整理した他、フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定についても、アナログ規制として整理。
- 地方公共団体においては、住民に直接サービスを提供する主体であるため、これらに加えて、条例等の規定上、「書面規制」や「対面規制」などのアナログ的な行為を求める規制が多く存在しているという特徴がある。

なぜ見直しが必要なのか？

- 「アナログ規制」によりデジタル技術の社会実装が阻まれ、社会全体のデジタル化が阻害される一面があると考えられることから、これを見直すことで、規定上はいつでもデジタル技術を活用できる環境を整備することが必要である。
- これにより、テクノロジーの進化や技術水準に合わせた業務のデジタル化が可能となり、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手不足の解消、経済成長等が図られる。



取組の開始（原点）

- 「アナログ規制」の見直しを含む真の構造改革により、日本社会全体の仕様をモデルチェンジする必要があるとの認識の下、2021年11月に「デジタル臨時行政調査会」を設置。
- 同調査会で、デジタル改革・規制改革・行政改革の共通指針として、「デジタル社会実現に向けた構造改革のための5つの原則（デジタル原則）」（次頁参照）を策定し、規制見直しに向けた取組を進めることとした。

構造改革のためのデジタル原則

我が国のデジタル改革、規制改革、行政改革に共通する「実現すべき改革の方向性」を5つの原則として示したものの。

第7層 新たな価値の創出	改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)	
アーキテクチャ	構造改革のためのデジタル原則	
第6層 業務改革・BPR/組織	原則① デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第5層 ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層 連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層 インフラ		

アナログ規制の分類

- 国において、以下の7項目を**代表的なアナログ規制**と整理したほか、**フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制**についてもアナログ規制として取り上げ、デジタル原則への適合性の確認を実施。
- これらはいくまで代表的なものであり、**特に地方公共団体においては、住民に直接行政サービスを提供する主体であることから、アナログ的な行為を求める規制（「書面規制」や「対面規制」など）について積極的に見直していくことが重要。**

【代表的なアナログ規制である7項目】

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

アナログ規制の見直しの効果

2022年6月に策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に掲げられている改革の効果

人手不足の解消
・
生産性の向上

- 業務が合理化されることによる、
人手不足の解消・生産性の向上

行政の在り方の
変革

- 行政の在り方の変革による、
国民側の利便性の向上／行政側の
負担軽減・質の向上

経済成長

- 幅広い業界におけるデジタル化が進
むことによる、**経済の成長**

スタートアップ等の勃興
・
成長産業の創出

- 様々な技術の活用が進むことによる、
スタートアップ等の勃興・成長産業
の創出

- 目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制の見直し
 - ・ 遠隔技術やAIが活用できるようになり、時間を大幅に短縮でき、安全性も向上
 - ・ 常時・遠隔で監視ができるようになり、安全性と効率性が向上
- 常駐・専任規制の見直し
 - ・ テレワークが可能になり、働き方の選択肢が拡大
 - ・ 複数事業所の兼任が可能になり、人手不足の解消に貢献
- 対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧・縦覧規制の見直し
 - ・ 講習の受講、必要な情報の確認がいつでもどこでも可能になり、利便性が向上
- FD等の記録媒体を求める規制の見直し
 - ・ 申請等を行う側においてテレワークが可能になるほか、行政事務の合理化にも寄与

規制の見直し

民間における
技術の進展

- ・ 「規制の見直し」が「技術の進展」をもたらし、それが更なる「規制の見直し」に繋がるという正のスパイラル
- ・ その好循環の中で、新たな成長産業が創出され、経済成長も実現

1. 「アナログ規制」とは

2. 国におけるアナログ規制見直しの取組

3. 地方公共団体におけるアナログ規制見直しの取組

アナログ規制の見直しに係る取組の経緯

2021（令和3）年11月	デジタル臨時行政調査会 設置 <ul style="list-style-type: none">➤ デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討・実行
2021（令和3）年12月	「構造改革のためのデジタル原則」（通称「デジタル原則」）決定 →詳細：P5 <ul style="list-style-type: none">➤ デジタル社会の実現に向けた、デジタル・規制・行政の全ての改革の共通指針
2022（令和4）年6月	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（通称「一括見直しプラン」）決定 <ul style="list-style-type: none">➤ 2022（令和4）年7月から2025（令和7）年6月までの3年間を集中改革期間と設定➤ 代表的なアナログ規制である7項目を中心としたアナログ規制の点検・見直しや、地方公共団体における取組支援、テクノロジーマップの整備等の取組方針を明示
2022（令和4）年10月	第5回デジタル臨時行政調査会において、 集中改革期間を1年前倒し、2024（令和6）年6月までとする ことを表明
2022（令和4）年12月	「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」 決定
2023（令和5）年5月	「デジタル原則を踏まえたアナログ規制（通知・通達等）の見直し方針」 決定
2023（令和5）年6月	「デジタル規制改革推進の一括法」（通称「一括法」）成立（令和5年法律第63号）→詳細：P10 <ul style="list-style-type: none">➤ 書面掲示・フロッピーディスクについて、法改正が必要なものを一括で改正
2023（令和5）年5月～ 2024（令和6）年6月	規制の見直し完了時期に応じてフォローアップを実施・結果を公表
2024（令和6）年6月	集中改革期間の終期、 フォローアップを実施し結果を同年9月に公表 →詳細：P11

デジタル規制改革推進の一括法について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律
(2023(令和5)年6月公布)

趣旨

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(※)を踏まえ、**デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進**するため、①デジタル社会形成基本法、②デジタル手続法、③アナログ規制を定める個別法の改正を行う。

(※)「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(2022(令和4)年6月 デジタル臨時行政調査会決定)

- 代表的なアナログ規制7項目の見直し(①目視、②定期検査・点検、③実地監査、④常駐・専任、⑤書面掲示、⑥対面講習、⑦往訪閲覧・縦覧)
- フロッピーディスク等の記録媒体を用いる申請・届出等のオンライン化

改正のポイント

- I **将来にわたってデジタル技術の進展等を踏まえた規制の見直しが自律的かつ継続的に行われることを担保**するため、**見直しの基本方針や具体的な施策**について定める。
- II **一括見直しプランに基づくアナログ規制の見直し**を実現するため、**①書面掲示規制**(※)及び**②フロッピーディスク等**の記録媒体に係る規制について改正を行う。

(※) 7項目の規制の大部分は、政省令改正等により、法改正を要することなく見直しの実現が可能。法改正を行うものは、書面掲示規制が中心。

デジタル技術の進展等を踏まえた自律的・継続的な規制の見直しの推進に係る改正

デジタル社会形成基本法の改正

デジタル規制改革を国の基本方針として法定し、デジタル法制局のプロセス(※1)に関連する規定を措置

※1 新規法令等のデジタル原則適合性を確認するプロセス

国の基本方針として、デジタル技術の進展等を踏まえたデジタル技術の効果的な活用が規制により妨げられないようにするために必要な措置が講じられなければならないことを定めるとともに、当該見直しを重点計画の記載事項に位置付け。
(本改正により、規制見直しの方向性を明確に定め、デジタル法制局のプロセス等を重点計画に明記)

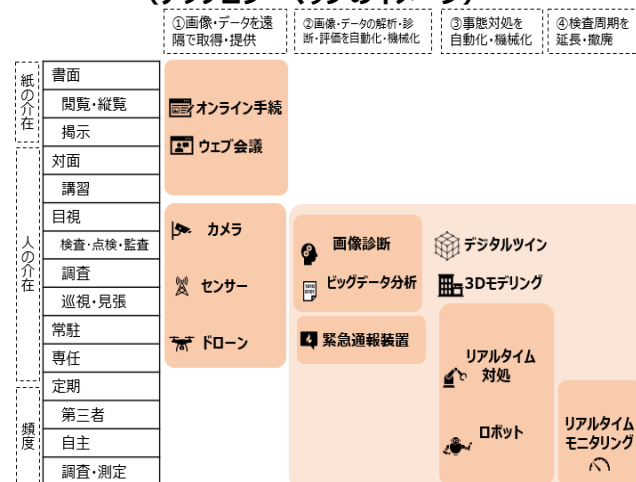
デジタル手続法の改正

デジタル技術の効果的な活用、テクノロジーマップ(※2)の公表・活用に関連する規定を措置

※2 デジタル技術と規制の見直し事項の対応関係を示したマップ

- ・ 国は、デジタル技術の進展等を踏まえ、デジタル技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講じなければならないこととする(地方公共団体は国に準じた努力義務)。
- ・ 内閣総理大臣(デジタル庁)は、規制の見直しに資する技術に関する情報(テクノロジーマップ等)について公表することとするとともに、国の行政機関等は当該情報を活用するよう努めなければならないこととする。

(テクノロジーマップのイメージ)



アナログ規制見直しの取組状況（法令・告示通達合計）

見直しが必要な規制8,164件の**約96%（7,835件）**について予定どおりの見直しが完了した。

規制分類	アナログ規制 に該当する 条項等数	うち見直しが “不要”	うち見直しが “必要”	2024年6月時点 で見直し完了	2025年3月 完了予定	2025年4月以降 完了予定
目視	3,548	1,548	2,000	1,958	13	29
実地監査	161	20	141	139	2	0
定期検査・点検	1,495	322	1,173	1,138	22	13
常駐・専任	1,371	351	1,020	1,014	6	0
対面講習	627	30	597	583	2	12
書面掲示	1,119	254	865	748	20	97
往訪閲覧・縦覧	1,748	457	1,291	1,185	91	15
FD等	2,095	1,061	1,034	1,034	0	0
その他経済界要望	43	0	43	36	7	0
合計	12,207	4,043	8,164	7,835	163	166

※ 2024（令和6）年9月10日時点

国の法令等におけるアナログ規制の見直しの具体例（規制分類別）

【目視規制、実地監査規制】

罹災証明書の交付に係る被害認定調査（災害対策基本法）

2024（令和6）年5月、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を改定し、被災地区全体をドローンで撮影・3次元化して浸水深を自動的に算出することにより、被害の程度を地域一括で判定すること等が可能である旨を明示した。また、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を改定し、衛星写真をAIで解析することにより、浸水エリアや戸数を概算し、被害認定業務に係る調査計画の策定に有用である旨を明示した。

【常駐・専任規制】

特別養護老人ホームにおける感染対策担当者の専任（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

2024（令和6）年3月、「「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について」（令和6年3月29日付老発0329第14号）を発出し、感染対策担当者の専任規定について、同一事業所内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務は、担当者としての職務に支障がなければ差し支えないと示した。

【対面講習規制】

貸金業務取扱主任者登録講習（貸金業法）

2023（令和5）年9月、「デジタル原則を踏まえたデジタル・規制・行政の一体改革に係る周知について」（事務連絡）の発出により、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスについて、デジタル技術を活用する方法で実施できる旨周知し、デジタル完結による手段を促した。

<参考： [国の法令等におけるアナログ規制の見直し事例集](#)>

国の見直し事例のうち、地方公共団体にとって参考となり得る事例をまとめたもの。

【定期検査・点検規制】

ガス工作物の定期自主検査（ガス事業法）

2023（令和5）年12月、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第74号）が施行され、保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること等として認定を受けた事業者は、定期検査の周期延長等のインセンティブが得られる制度を措置した。

【書面掲示規制】

住宅宿泊仲介業務約款及び料金の公示（住宅宿泊事業法）

2023（令和5）年9月29日付で事務連絡を発出し、公示すべき住宅宿泊仲介業務約款及び料金について、住宅宿泊仲介業者がウェブサイトを作成している場合は、当該ウェブサイト上での公示を推奨した。

【往訪閲覧・縦覧規制】

高解像度の地図・空中写真の閲覧（測量法）

2024（令和6）年6月、国土地理院本院及び各地方測量部等の窓口にて閲覧可能であった高解像度の地図・空中写真の閲覧について、インターネットによる閲覧を実現した。

【FD等記録媒体規制】

療養の給付等に係る診療報酬請求

（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令）

医療機関による療養の給付等に係る診療報酬請求の方法のひとつとして規定されていた「フレキシブルディスク」（=フロッピーディスク）の提出について、法令の文言から削除した。

デジタル法制審査について

デジタル法制審査の概要・これまでの取組

デジタル法制審査（「デジタル法制局」のプロセス）は新規法令のデジタル原則への適合性を確認するもの。
（これまでの経緯）

2022（令和4）年8月	7項目のアナログ規制及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制に関係し得る条項の審査を開始。
2023（令和5）年8月	情報システムの整備が見込まれる行政手続を定める規定についての審査も新たに実施。
2023（令和5）年12月	各府省庁の業務負荷軽減のため、デジタル庁で作成したアナログ規制点検ツールα版を配布 (2024年9月にβ版へ改修)

デジタル法制審査でチェックしている項目

法制度

（1）7項目の代表的なアナログ規制、FD（フロッピーディスク）等の記録媒体を指定する規定の確認

- 7項目に該当するアナログ規制を課している条項（=PHASE1）が存在しないこと。
- 下位法令や通知・通達等を含めてPHASEの当てはめを行う場合は、その工程も明確化。
 - ・活用可能な技術の水準等に応じてPHASE2又は3のいずれの段階にあるかを確認。
 - ・テクノロジーマップ及び技術カタログを活用してデジタル化を実施。
 - ・オンラインでの手続や他の記録媒体、クラウド等の利用ができることを確認。

業務設計、
システム整備等
の運用

（2）情報システムの整備が見込まれる行政手続を定める規定に係る確認

- デジタル原則に適合した運用を見据え、法令等の立案段階から、業務設計、情報システムの整備等に係る検討が行われるよう、各府省のシステム開発等のプロジェクトについて予算要求段階、執行段階といった各フェーズに応じたレビューを実施。

※「Phase」の考え方については[こちら](#)をご参照ください。

2024(令和6)年通常国会提出法案に係るデジタル法制審査の実施結果等

全62法案中、30法案が以下に該当（重複が4法案）

■ アナログ規制関係：アナログ規制に係る条項が27法案79条項に存在。

- 79条項のうち、76条項については、法律の施行時期等に合わせてデジタル手段の活用を基本とする旨の通知等を発出する等して、Phase 2又はPhase 3を実現。
- 残り3条項（立入検査関係）については、デジタル技術を活用することが困難なもの（デジタル法制審査の指針でも認めている類型）。

（79条項のアナログ規制の内訳）

（単位：条項）

7項目のアナログ規制							FD等記録媒体規制	計
目視	定期検査	実地監査	常駐専任	対面講習	書面掲示	往訪閲覧		
46	4	1	8	0	3	17	0	79

■ 情報システム関係：7法案35条項が情報システムの整備が見込まれる行政手続を定める規定に該当。

- 35条項のうち、6条項についてプロジェクト計画書が未提出であったが、精査したところ、共通機能を利用するためシステム開発が不要であること等を確認。引き続き、開発を要するシステムについて費用対効果等を精査。

次期臨時国会におけるデジタル法制審査について

以下を主な改善点とし、次期臨時国会提出予定法案のデジタル法制審査を開始。

- ◆ 国・地方に対して、**アナログ規制点検ツールβ版**を配布し、点検作業を効率化。
- ◆ 以下の**参考となる事例を各府省に展開**し、法律の施行段階におけるデジタル化を促進。
 - ①「テクノロジーマップ・技術カタログ」（2024年6月28日改定）
 - ②「国の法令等におけるアナログ規制の見直し事例集」等

アナログ規制点検ツールβ版

アナログ規制点検ツールβ版

マニュアル リリースノート

はじめに

初めてツールをご利用される方へ

- ツールの操作方法はマニュアルを参照してください。
- 本ツールは予告なくURLが変更されたり削除される場合があります。

本ツールはdocx形式のWordのみサポートしています。

- doc形式をご利用の場合、手動でdocx形式に保存してからご利用ください。
- 一太郎（jtd形式）をご利用の場合、[一太郎→Word変換ツール](#)をご利用ください。

STEP1: 点検対象のファイルを以下の枠内にドラッグ&ドロップして下さい。（サーバにドラッグ&ドロップした法令のデータが送られることはありません）

デジタル庁設置法.docx

ファイルを変更する

STEP2: 検索・除外キーワードを設定してください。

STEP3: 検索キーワードをハイライトしたWordファイルをダウンロードしてください。

STEP4: 検索キーワードを含む条文を確認してください。

© 2024 Digital Agency

令和三年法律第三十六号 デジタル庁設置法

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、デジタル庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

第二章 デジタル庁の設置並びに任務及び所掌事務

（設置）

第二条 内閣に、デジタル庁を置く。

（任務）

第三条 デジタル庁は、次に掲げることを任務とする。

一 デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二章に定めるデジタル社会（同法第二条に規定するデジタル社会をいう。以下同じ。）の形成についての基本理念（次号において「基本理念」という。）にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること。

二 基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ること。

（所掌事務）

第四条 デジタル庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。

一 デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

二 関係行政機関が講ずるデジタル社会の形成のための施策の実施の推進に関すること（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二十六条第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。）

三 前二号に掲げるもののほか、デジタル社会の形成のための施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。



アナログ規制点検ツールβ版 (e-gov.go.jp)

点検対象ファイル（Wordファイル）をドロップするだけで、検索キーワードをハイライトしたWordファイルが生成されます。

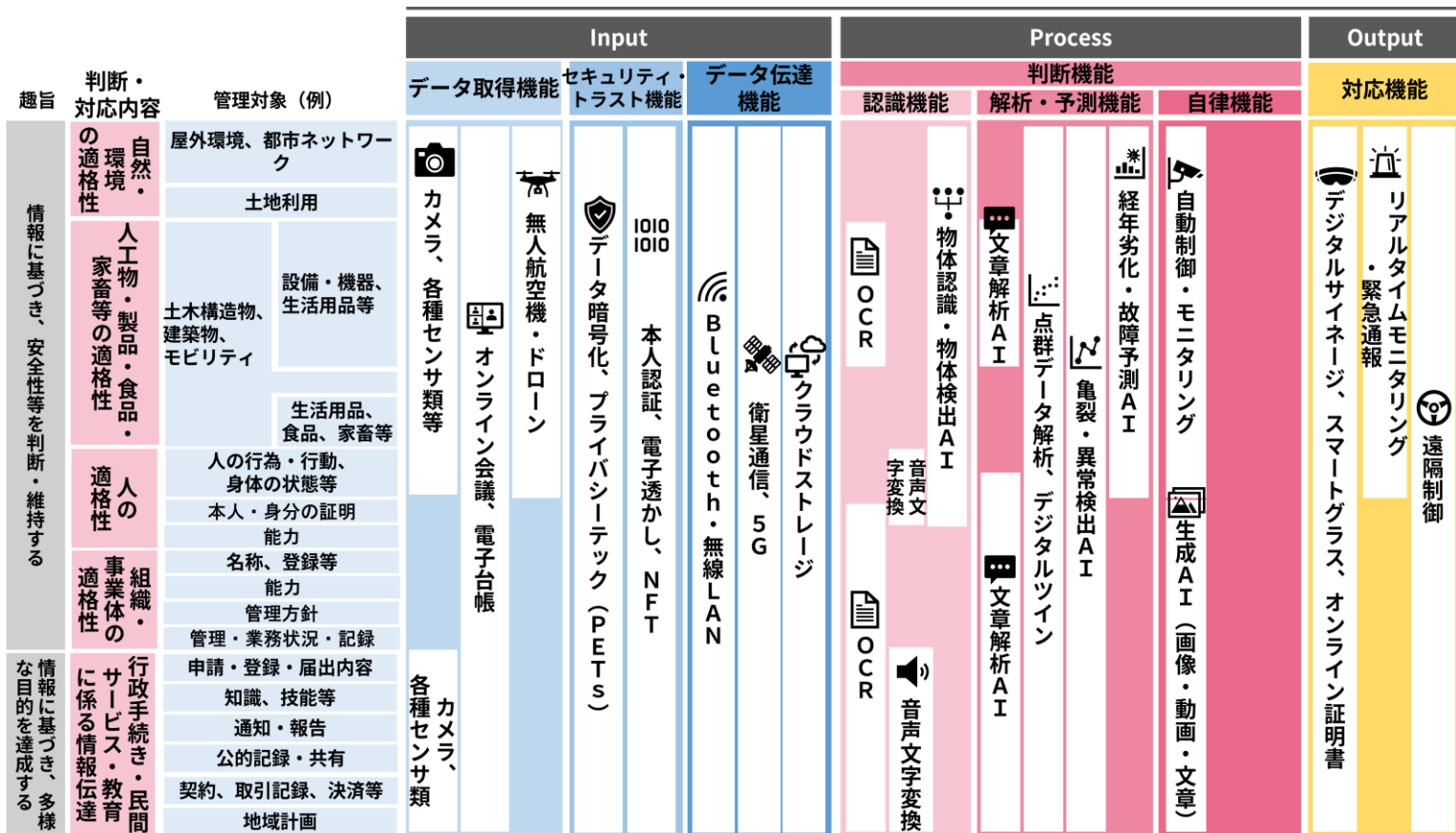
ご利用方法はこちらの[YouTube動画](#)をご覧ください。

テクノロジーマップ・技術カタログの公表・整備

- 2023（令和5）年10月にアナログ規制の見直しに活用可能性のある要素技術をマッピングしたテクノロジーマップを公表。
- テクノロジーマップ上の要素技術に対応した製品・サービス情報を把握可能な技術カタログも整備し、2024（令和6）年10月現在、デジタル庁ウェブサイトにて203件の情報を掲載している。
- テクノロジーマップ、技術カタログともに、技術検証事業やRegTechコミュニティでの情報提供等で得られた情報を踏まえ、今後も継続的な更新を実施。

		講習・試験	往訪閲覧	広域把握	実地調査	目視等	見張り	測定・分析	
技術カタログ 掲載件数	掲載件数合計	18件	6件	47件	23件	70件	21件	18件	203件
	SU企業の掲載数	12件	0件	19件	9件	29件	2件	13件	84件

テクノロジーマップ



技術カタログ

事業場の管理・業務状況等の確認（実地調査）のデジタル化を実現する製品・サービス一覧

事業場における施設・物品等の管理状況や業務等の記録に対して、遠隔地の検査員が現地の検査員や調査先の受け入れ担当者等とオンラインで接続し遠隔で調査・監査業務を行うことを可能とする、事業場の管理・業務状況等の確認（実地調査）のデジタル化を実現する製品・サービスを掲載しています。以下のコンテンツ利用上の注意をご確認いただいたうえで、ご活用をお願いします。

- ・ [コンテンツ利用上の注意](#)

また、テクノロジーマップ・技術カタログを活用し、業務のデジタル化を進めるにあたって、サイバーセキュリティ確保の観点から、本技術カタログに掲載されているデジタル技術の導入に当たって留意すべき点を整理しました。以下の資料を参考にデジタル技術の導入検討にご活用ください。

- ・ [事業場の管理・業務状況等の確認（実地調査）のデジタル化を実現する製品・サービスの調達時におけるサイバーセキュリティ上の留意点 \(PDF / 205KB\)](#)

製品・サービス一覧

留意事項（以下募集要領より引用）

- ・ 原則として提供いただいた情報をそのまま技術カタログに掲載します。
- ・ 技術カタログに掲載する情報は、当該技術に関する証明、認証及びその適法性その他何らかし技術上又は法律上の裏付けを行うものではなく、規制の見直しの際に必要な技術の選定や選択を検討する者等による技術利用に当たっての参考情報を取りまとめるものです。そのため、技術カタログ掲載技術について、国（デジタル庁）による技術の裏付けが行われたかのような表示、宣伝等を行うことは禁止します。
- ・ 技術カタログに技術情報が掲載された者は、掲載情報の正確性、最新性及び完全性並びに掲載技術の安全性、有効性、セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ及び権利侵害等について、法令上の責任を負う場合があります。

全一覧（応募順）

1. 「アナログ規制」とは

2. 国におけるアナログ規制見直しの取組

3. 地方公共団体におけるアナログ規制見直しの取組

地方公共団体における「アナログ規制」の見直しの取組

- ✓ 特に地方において人口減少が急速に進展する中、地域の人手不足を解消し、限られた人的資源の中でも、住民の暮らしに密接に関連した行政サービスをはじめとした地域の社会機能を将来にわたり維持・強化していく観点からは、**地方でこそデジタル技術を最大限に活用することが重要であり、その前提として人の目や書面での対応を求めるいわゆる「アナログ規制」の見直しを含む規制や手続の見直しをはじめとする自らの「構造改革」に取り組むことが必要不可欠**（「一括法」では、地方公共団体に対しデジタル技術の効果的活用のために必要な施策を講ずる努力義務が規定）
- ✓ 一部の地方公共団体においては、先行的にアナログ規制の見直しが進み、利便性の向上、職員・事業者の負担軽減や、技術の活用を通じた新たな産業の創出といった効果が期待されているところ、**デジタル庁としては、地方公共団体における自主的な見直しの取組を促進していく観点から、マニュアルの整備や情報提供等の支援策を積極的に実施**

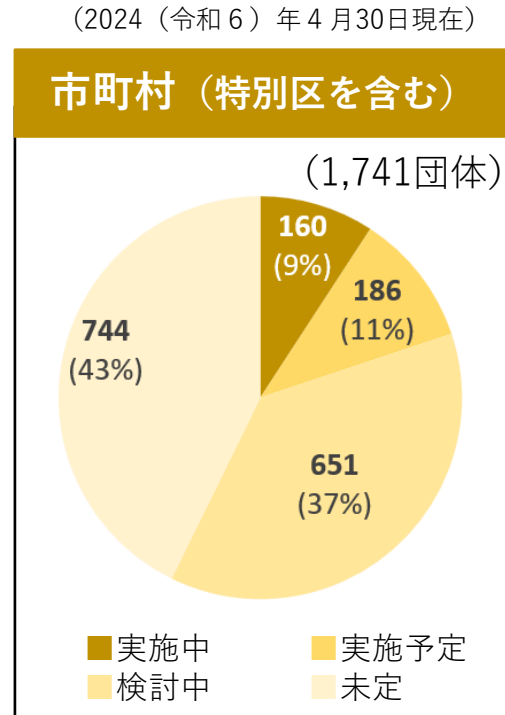
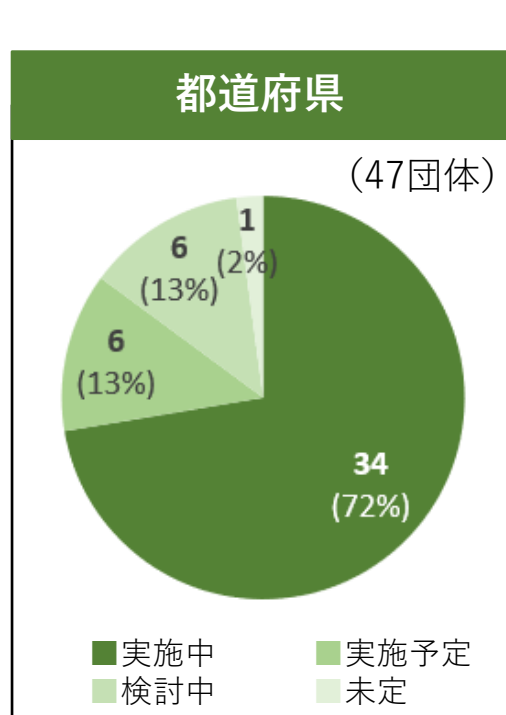
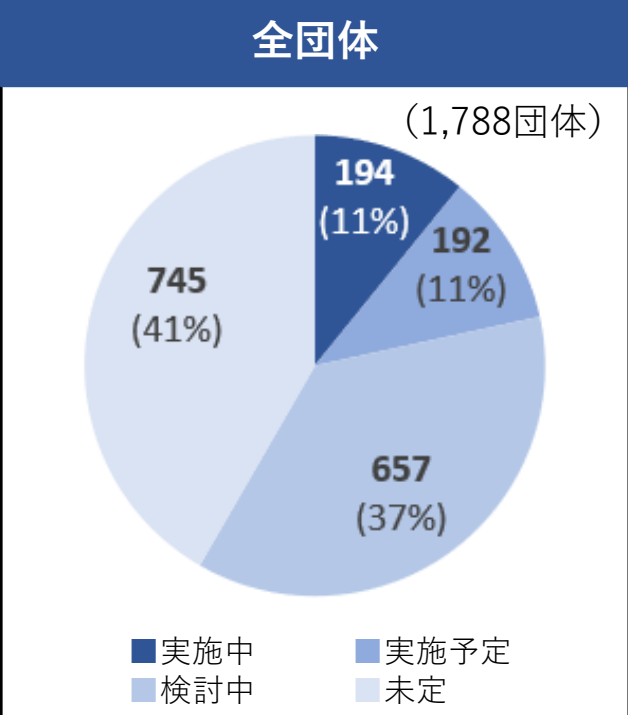
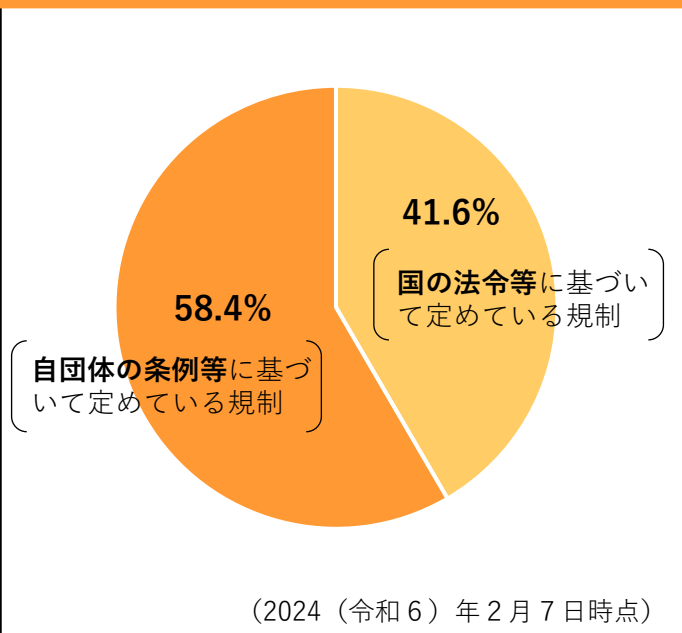
地方公共団体におけるアナログ規制の区分

- 地方公共団体におけるアナログ規制は、**国の法令等ではなく、各団体の条例等に基づき定められているものも多い。**

全団体（1,788団体）におけるアナログ規制の点検・見直しの取組状況

- アナログ規制の点検・見直し作業を「**実施中**」の団体は、**全団体の11%**。
- 「**実施中**」「**実施予定**」「**検討中**」の団体は**全団体の約6割**であり、地方公共団体の区分ごとの回答結果は以下のとおり。

2023（令和5）年度 デジタル庁調査における13モデル団体の条例等2,871条項の点検結果



「アナログ規制」の見直しを通じた地方公共団体によるテクノロジーの活用事例

道路橋梁点検へのドローン活用

千葉県君津市

- 近接目視による実施を求めていた道路橋の定期点検について、国（国交省）が点検要領を改訂し、デジタル技術の活用が可能に
- 国の見直しを受けて、道路橋点検にドローンを導入
 - ドローン技術の活用により、点検に係る事業者への委託費の削減や点検時間の短縮が実現
 - 点検の際に行っていた交通規制が不要となり、住民の利便性向上を実現



産後ケア事業のオンライン申請化

福岡県古賀市

- 産後ケアの利用申請において、書面・対面での対応を前提としていた要綱を見直し、オンライン申請を可能に
 - 従来、窓口で原本を提示していた母子手帳も、スマホで撮影して画像添付することが可能に
 - 出産後の心身の状態が回復していない産婦の窓口来庁に伴う負担軽減を実現
 - 実際、見直し後は、ほぼ全ての申請でオンラインが利用されている
- (R6. 4～9月の申請24件のうち23件がオンライン申請)



農作物の作付確認への衛星画像活用

福島県南相馬市

- 目視による現地確認を前提としていた農作物の作付面積等の確認について、国（農水省）が通知を改正し、デジタル技術の活用が可能に
- 国の見直しを受けて、作付確認に衛星データを活用
 - 衛星データの活用により、農作物の生育状況に応じた適切な時期における確認が可能となり、確認の精度が向上
 - 現地確認の回数・対象面積が減少し、調査員の負担軽減・業務効率化に寄与



介護認定審査会のウェブ開催化

沖縄県糸満市

- 介護認定審査会について、参集・対面による開催を前提としていた要綱を見直し、オンライン開催を可能に
- 従来、市役所への参集を求めて対面実施しており、審査委員の移動による負担が生じていた審査会について、自宅や職場からのオンライン参加が可能に
 - 移動時間が削減され、審査会委員（医療・福祉従事者等）の負担の軽減を実現



「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」について

- 国において、地方公共団体の自主的な取組を支援することとされたことから、2022（令和4）年11月に初版（第1.0版）を作成・公表。（※1）
- 本マニュアルは、主に、①「国におけるアナログ規制見直し」と②「地方公共団体におけるアナログ規制見直し」の2部構成。
特に、地方公共団体の取組について、作業手順例ごとの具体的な事務や留意事項について、先行団体の事例も用いて詳細に説明している他、参考資料も豊富に掲載しており、地方公共団体の実務に即した内容となっている。

① 国におけるアナログ規制見直し（P.5～23）

- ・国による取組の背景とこれまでの経緯
- ・アナログ規制の点検・見直し作業の概要
- ・国のアナログ規制の見直し状況
- ・デジタル法制審査の取組
- ・テクノロジーマップ、技術カタログの整備 等

② 地方公共団体のアナログ規制見直し（P.24～60）

- ・地方公共団体における取組の必要性
- ・アナログ規制の点検・見直しの手順例
- ・手順ごとの事務内容・留意事項
- ・国や地方公共団体における規制見直しの事例 等

- 具体的には、国や既に取組を進めている先行団体の事例等をベースとし、地方公共団体にとって適切と考えられる規制の点検・見直し手順例を、時系列に沿ってStep 1～Step 5のプロセスに整理。（※2）

Step 1 (P.25～29)

組織の意思統一・推進体制構築

- 規制の点検・見直しの推進には、**首長等のリーダーシップによる庁内の前向きな機運の醸成が重要**。
- 見直し方針の策定や規制所管部門等の調整を行う**推進部門を設置し、全庁的な協力体制を構築**。
- 外部人材や専門職員の配置も有用。

Step 2 (P.29～30)

点検・見直し方針の策定

- 国の取組や規制所管部門の意見を踏まえ、推進部門が**規制の点検・見直し方針を策定**。
【点検・見直し方針の内容例】
- ・規制の点検・見直しの目的、推進体制
- ・デジタル原則への適合性を点検する条例等の範囲
- ・点検・見直しのスケジュール 等

Step 3 (P.31～45)

規制の洗い出し、類型・フェーズへの当てはめ

- 推進部門は、**規制の洗い出しのための様式を作成し**、規制所管部門に照会を実施。混乱や手戻りが発生しないよう、丁寧に説明を行いながら取組を推進。
- 規制所管部門は、**キーワード検索による規制の洗い出しや類型、現在のフェーズ、規制根拠の分類等を確認し回答**。

Step 4 (P.46～49)

規制の見直しの検討

- 推進部門は、規制所管部門の回答を「**該当条項リスト**」として取りまとめ、一覧化。
- 推進部門と規制所管部門の連携の下、**見直し後のフェーズや方法等を検討し、見直しの方向性を確定**。

Step 5 (P.50～52)

規制の見直しの実施

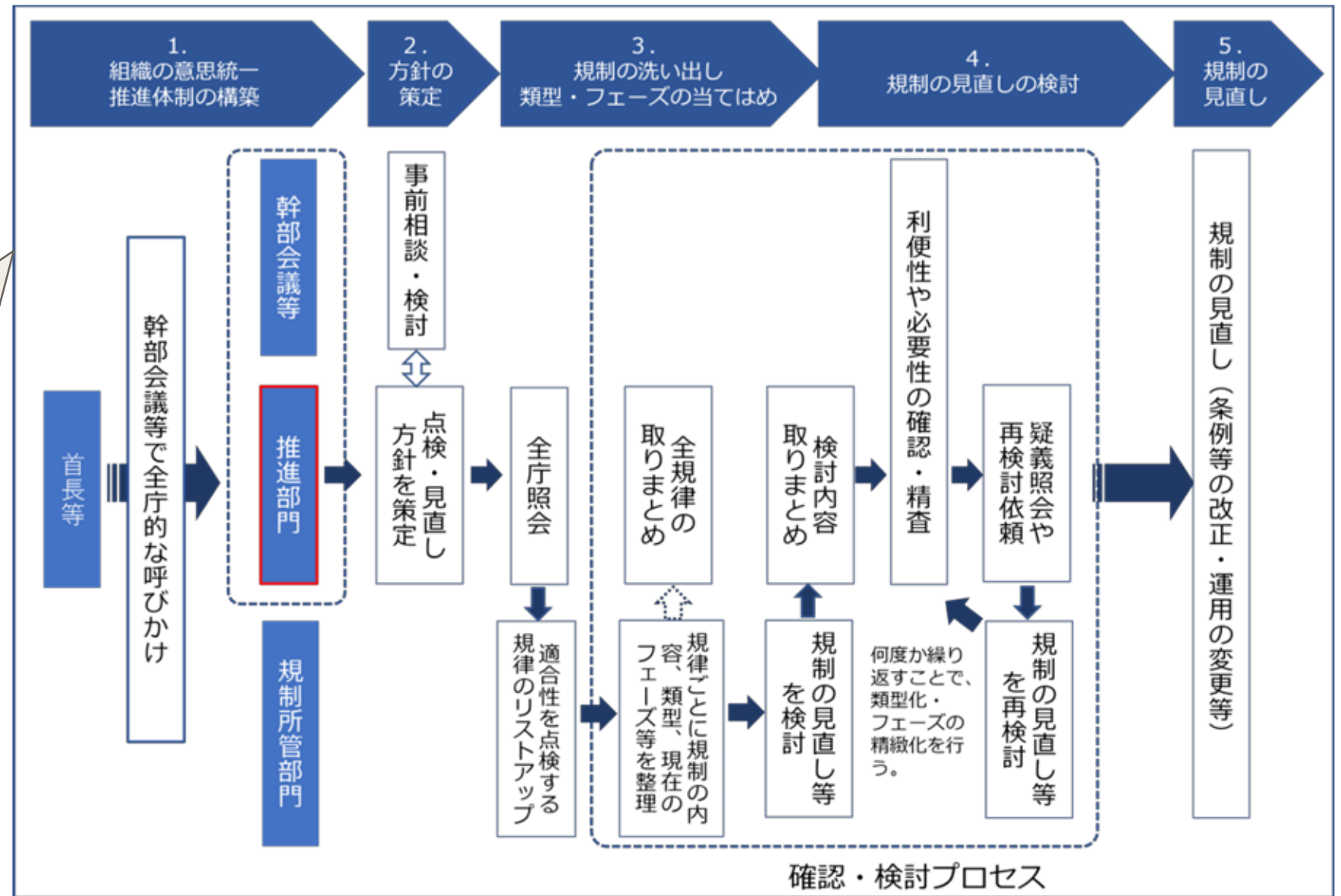
- 規制所管部門は、見直しを要する規制について、**条例・規則や様式の改正、運用の変更等の必要な見直し**を行う。

※1 初版（第1.0版）公表後、地方公共団体のご意見等を踏まえ、2023（令和5）年12月に改訂版（第2.0版）策定。本マニュアルを活用しながら取組を進める地方公共団体の多くから「使いやすい」との評価をいただいているところ、地方公共団体の点検・見直し作業に資する内容となるよう、今後も順次改訂予定。

※2 本マニュアルで示す点検・見直しの手順はあくまで一例であり、実際の企画立案に当たっては、各団体の実情を踏まえて必要な修正を行いつつ、活用されたい。

地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しプロセスの例

【デジタル原則への適合性の点検・見直しプロセスのイメージ】



■ 「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」において、地方公共団体における点検・見直しプロセスの一例を掲載。

■ この例にとらわれず、地方公共団体ごとの状況に応じた体制と方法で取組を進めることが重要。

地方公共団体の皆様からいただく「よくある『疑問』と『誤解』」①

Q1 取組に着手しようにも、どこから手をつければいいのか分からない

まずは、デジタル庁が作成した「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第2.0版】」に掲載されている手順等を参考に、取組着手に向けた組織内の検討を開始していただければと思います。

このマニュアルは、国の法令等の点検・見直しの考え方や手法、既に取組を進めている先行団体の取組・規制の洗い出し事例を紹介するとともに、地方公共団体が規制の点検・見直しに取り組むに当たって、適当と考えられる推進体制や作業手順の例を示したものです。本マニュアルを活用しながら取組を進める地方公共団体の多くから「使いやすい」との評価をいただいております、これから取組に着手する団体におかれましては、取組の全体像を把握する上でも非常に始めやすいスタートラインだと思います。

Q2 アナログ規制が含まれているかどうか、あらゆる分野について全ての規制を悉皆的に点検する必要があるのか

アナログ規制の見直しはあくまでも各団体の自主的な取組であり、点検・見直しについても、必ずしも全ての行政分野を網羅的に行う必要はなく、各団体の優先順位に基づきその範囲を決定することが適切であると考えています。

例えば、まずは特に行政ニーズが高い分野・手続から取組を開始する、という進め方も考えられます。全庁的な検討体制を構築した上で、どのような進め方が最も自団体にとって適切であるかについて、議論いただければと思います。

Q3 アナログ規制の見直しはデジタル技術による代替手段のみを許容する規定とすることが必要なのか

アナログ規制の見直しは、必ずしもデジタル技術による代替手段のみを許容する規定や行政事務を求めるものではなく、実務上そうした対応が不適であると判断した場合などには、デジタル技術による代替手段に加えてアナログ的な手法を存置することも十分に考えられ、実際、先行事例の多くがそうした対応をとっています。

アナログ規制の見直しは、デジタル技術の活用による不安を覚える方々に対して、その活用を強制する取組ではありませんので、ご安心ください。

地方公共団体の皆様からいただく「よくある『疑問』と『誤解』」②

Q4 アナログ規制の見直しは全て「条例」改正を行う必要があるのか

見直しの手法は条例改正に限られません。 国の見直しや、取組が先行する地方公共団体の事例においても、法律・条例や省府令・規則などアナログ規制を規定する条文自体の改正を行うことなく、「通知」の発出などによりデジタル技術が利用可能である点を明確化する形で対応している例も多く、実務実態や規制全体の趣旨・目的などを踏まえて個別に見直しの方向性が決定されています。

また、条例改正を行う場合にも、個別条例の条項を改正する手法も、もちろんある一方で、いわゆる「束ね改正」（複数の条例等を一括して同趣旨の動機に基づき改正する場合に、これらを一本の条例として改正を行うもの）や「通則条例（いわゆる「デジタル手続条例」など、特定の規制を有する条例等に係る特例を定める条例）」により一括的に対応する事例も見られ、地方公共団体ごとの状況に応じて様々な手法が考えられます。

Q5 取組期限（規制の見直し期限）は定められているか

地方公共団体のアナログ規制の見直しはあくまで各団体の自主的な取組であり、デジタル庁として「期限」や国のような「集中改革期間」などを設ける予定は現時点ではありません。

しかしながら、特に地方において人口減少が急速に進展する中、限られた人的資源を有効活用し、住民の暮らしに密接に関連した行政サービスをはじめとした地域の社会機能を将来にわたり維持・強化していく観点からは、地方でこそ、デジタル技術を最大限に活用することが重要であり、そのためには必要不可欠な取組であると考えておりますので、是非とも積極的な取組をお願いします。

Q6 条例等を見直す際には、国の法令等を見直しでいうところのPhase3への見直しが必要なのか

Phaseの考え方は、各規制の現在と目指すべき状態を把握するための指標であり、アナログ規制の見直しは必ずしもPhase3への移行だけを意味するものではありません。 各規制に係る実務実態等を踏まえながら、適切な見直しのあり方を各団体の判断で行っていただくことが適切であると考えています。（[Phase詳細についてはこちらのリンク先をご参照ください](#)）

【参考】 デジタル庁からの地方公共団体向け情報一覧

- 地方公共団体におけるアナログ規制の見直しの取組ページ
[地方公共団体におけるアナログ規制の見直しの取組](#) ※必要な情報を1ページにまとめた情報集約ページです。
- 地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル
[地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル](#)
- 国の法令等におけるアナログ規制の見直し事例集
[国の法令等におけるアナログ規制の見直し事例集（令和5年度12月見直し期限分まで）](#)
- 地方公共団体のアナログ規制の点検・見直しに関するFAQ
[地方公共団体のアナログ規制の点検・見直しに関するFAQ（2024年6月30日時点）](#)
- アナログ規制点検ツール
[アナログ規制点検ツールβ版\(e-gov.go.jp\)](#)
[アナログ規制点検ツールの使い方 - YouTube](#)
※マクロの点検ツール（α版）の利用を希望される場合は、[地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル](#)の参考資料10-1・10-2をご利用ください。
- テクノロジーマップ・技術カタログ
[テクノロジーマップ・技術カタログに関する取組](#)
- デジタル改革共創プラットフォームのご案内
[デジタル改革共創プラットフォーム](#) ※「#共創pf_デジ_pj_アナログ規制の見直し」チャンネルにぜひご参加ください。

○ [取組を進める上でのご質問・ご懸念点等](#)がございましたら、[お気軽に地方アナログ規制見直し促進班](#)
rincho-local@digital.go.jp までご連絡ください。

【参考】アナログ規制見直しの取組全体像

アナログ規制見直しの取組

規制

国

デジタル庁

- デジタル臨時行政調査会（2021年11月設置）
- デジタル原則（2021年12月決定）
- 一括見直しプラン（2022年6月決定）
- デジタル規制改革推進の一括法（2023年6月成立）

法令・告示通達見直し
【集中改革期間（当初3年→2年）】

引き続き
フォローアップ

デジタル
法制審査

7,835条項の見直し完了（96%）

見直し
未了
4%

新たな
アナログ
規制

規制所管省庁

地方公共団体（1,788団体）

- 急速な人口減少・人手不足
- 地域機能維持・強化の必要性
- 国の法令等ではなく条例等に基づくアナログ規制も多い
- 取組「実施中」団体は11%
※各団体の自主的な取組

- 取組の更なる加速が必要不可欠

マニュアル等
取組支援

「規制の見直し」と「技術の進展」の好循環

技術

技術検証等を通じ整備

テクノロジーマップ
技術カタログ

技術保有事業者

デジタル実装を通じた利便性向上・人手不足の解消・経済成長・地方創生

デジタル庁
Digital Agency